

福祉避難所設置運営に関する協定書

鈴鹿市（以下「甲」という。）と社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会（以下「乙」という。）とは、鈴鹿市地域防災計画（以下「防災計画」という。）に定める福祉避難所の設置運営に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定書は、防災計画等に基づく、福祉避難所の開設等の甲乙間の相互協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 協定の締結後は、防災計画に福祉避難所として、位置づけ記載するものとする。

（対象災害）

第2条 この協定において「災害」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）

第2条第1号に定めるものとする。

（対象者）

第3条 この協定における避難の対象となる者は、災害時に福祉避難所での避難生活が必要な、高齢者や障がい者等及びその家族（以下「対象者」という。）とする。

（指定する施設）

第4条 甲が福祉避難所として指定する施設は、社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会が運営するベルホームとする。

（任務）

第5条 乙は、甲からの福祉避難所開設の要請を受けた場合は、直ちに体制を整えるとともに、可能な範囲において、自主避難した対象者を収容するものとする。

2 緊急等やむを得ない事情により、甲から要請を受けることができない場合には、乙は自らの判断で福祉避難所を開設し、対象者を収容するものとする。

（連絡体制）

第6条 乙は、甲に対し福祉避難所にかかる情報を逐次報告するものとする。

2 福祉避難所開設後は、甲乙間で情報共有を行うものとする。

（必要物品の配備）

第7条 乙は、福祉避難所を開設し対象者を収容するために必要な物品等を備蓄しておくものとする。

2 物品等の備蓄量は、収容された対象者が3日間必要な分を目安とする。

（費用の支払い）

第8条 福祉避難所を乙が運営するために要した経費については、甲はその費用を乙に支払うものとする。その経費については、原則災害救助法に基づき実施するものとする。

（物資調達及び介助者の確保）

第9条 乙は、福祉避難所を開設し、必要な物資の調達及び介助者の確保を行うものとする。

2 乙は、物資の調達及び介助者の確保等について、業務継続計画の策定に務めるとともに他の社会福祉法人等との連携を想定しておくものとする。

(訓練等)

第10条 甲及び乙は、福祉避難所に関する訓練等において、相互に協力し実施するものとする。

(個人情報の保護)

第11条 甲及び乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た対象者の固有の情報を漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等の制限)

第12条 乙はこの協定により生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、若しくは継承させ又はその権利を担保に供してはならない。

(協定の変更)

第13条 甲又は乙は、この協定を変更しようとするときは、甲又は乙の申出により甲乙協議を行うものとする。

(協定の期間)

第14条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和3年3月31日までとする。ただし、期間終了までに甲乙いずれからも協定の解除又は変更の申し出がないときは、1年間期間を延長するものとし、以降も同様とする。

(協議事項)

第15条 この協定に定めのない事項、又はこの協定に関して疑義を生じた事項は、甲乙協議して定めるものとする。

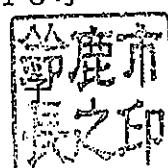
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和2年4月1日

甲 鈴鹿市神戸一丁目18番18号

鈴鹿市

鈴鹿市長 末松 則



乙 鈴鹿市神戸地子町38番地の1

社会福祉法人 鈴鹿市社会福祉協議会

会長 亀井秀樹

